
公

告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、建築士の免許を次のとおり取り消した。

令和8年4月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 取消し年月日
令和8年4月10日
- 2 取消しを受けた建築士の氏名、その者の二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
三宮 文雄
二級建築士
高知県知事登録第2791号
- 3 取消しの理由
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があり、このことは、同法第9条第1項第2号の規定に該当する。